

答弁書

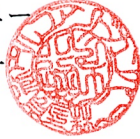
令和3年5月30日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

原告 天羽 優子

反訴被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

代表者代表取締役 大竹 誠一



記

第1 請求の趣旨に対する答弁

原告の請求をいずれも棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 反訴請求の原因 に対する答弁

1 反訴原因の第一については争う

第3 反訴原告の請求について にたいする答弁

1 訴外に関しては本件に無関係

2 訴外に関しては本件に無関係

3 訴外に関しては本件に無関係

4 4 については争う

5 5 については争う

6 6 については争う

7 7 については争う

8 8 については争う

9 9 については争う

10 10 については争う

11 11 については争う

12 12 については争う

13 13 については争う

14 14 については争う

15 15 については争う

